

項 目	改 正 案
第4章 経過措置	<p>1 第1章の規定にかかわらず、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち18対1入院基本料及び20対1入院基本料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2に規定する病院以外の病院である保険医療機関においてのみ、当該診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者について、当分の間、算定できるものとする。</p> <p>2 第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成28年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 区分番号D004の12に掲げる肺サーファクタント蛋白-A（SP-A）（羊水） ロ 区分番号D007の1に掲げるエステル型コレステロール ハ 区分番号D007の3に掲げる遊離脂肪酸 ニ 区分番号D007の4に掲げる前立腺酸ホスファターゼ ホ 区分番号D007の12に掲げる不飽和鉄結合能（UIBC）（RIA法）、総鉄結合能（TIBC）（RIA法） ヘ 区分番号D007の22に掲げるカタラーゼ ト 区分番号D007の29に掲げるシスチンアミノペプチダーゼ（CAP） チ 区分番号D012の16に掲げる溶連菌エステラーゼ抗体（ASE） リ 区分番号D014の2に掲げるリウマトイド因子（RF）半定量 ヌ 区分番号D014の5に掲げるLEテスト定性